

○医療局医師奨学資金貸付条例

昭和40年7月27日

岩手県条例第40号

〔医療局職員奨学資金貸付条例〕をここに公布する。

医療局医師奨学資金貸付条例

(平20条例29・改称)

(目的)

第1条 この条例は、将来県立の病院及び病院附属診療所（以下「県立病院等」という。）において医師の業務に従事しようとする者に対して医療局医師奨学資金（以下「奨学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、県立病院等の医師の充実を図ることを目的とする。

(昭51条例40・平20条例29・一部改正)

(貸付け)

第2条 奨学資金は、次の各号のいずれかに該当する者で将来県立病院等において医師の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、医療局長（以下「局長」という。）が選考により貸し付ける。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）の医学部の専門の課程又はこれに進学するための課程の学生（以下「大学の医学部の学生」という。）
- (2) 学校教育法に規定する大学院の医学を履修する課程（以下「大学院の医学課程」という。）に在学する者のうち医師の免許を有する者（以下「大学院の医学課程に在学する者」という。）

(昭42条例15・昭43条例34・昭51条例40・平14条例36・平20条例29・令3条例48・一部改正)

(保証人)

第3条 奨学資金の貸付けを受けようとする者は、局長の定めるところにより、保証人2人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸付けを受けた者（以下「奨学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(昭51条例40・平20条例29・一部改正)

(貸付金額)

第4条 奨学資金の貸付金額は、月額300,000円の範囲内で局長が定める額とする。ただし、局長が特別の事情があると認めるときは、この額を超える額とすることができる。

(昭44条例31・昭48条例39・昭51条例40・昭52条例15・昭55条例29・平9条例50・平20条例29・一部改正)

(貸付方法)

第5条 奨学資金は、貸付けを開始した月から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、貸し付けるものとする。ただし、特別の理由があるときは、局長が別に定める方法により貸付けをすることができる。

- (1) 大学の医学部の学生であるとき。大学を卒業する日
- (2) 大学院の医学課程に在学する者であるとき。当該課程を修了する日

(昭42条例15・昭43条例34・昭51条例40・平20条例29・一部改正)

(貸付けの廃止)

第6条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸付けを廃止するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(昭43条例34・平20条例29・一部改正)

(貸付けの休止)

第7条 局長は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで奨学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸し付けられた奨学資金があるときは、その奨学資金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付けされたものとみなす。

(返還)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定により貸付けを受けた奨学資金の総額（以下「貸付額」という。）に貸付けが開始された月分からの金額に係

る年9パーセントの利息に相当する額(貸付けが開始された月において医師の免許を有しない者のうち、医師の免許を受けた者にあつては当該月分から医師の免許を受けた日の属する年の3月分までの金額に係るもの、医師の免許を受けない者にあつては当該月分から当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月分までの金額に係るものを除く。以下「利息相当額」という。)を合算した額を即時返還しなければならない。ただし、局長が特別の事情があると認めたときは、分割返還をさせることができる。

- (1) 第6条の規定により奨学資金の貸付けを廃止されたとき。
- (2) 医師法(昭和23年法律第201号)の規定による医師国家試験に合格した後、直ちに同法第16条の2第1項の規定により知事が指定する病院(以下「臨床研修病院」という。)における同項の規定による臨床研修(第4号、次条第1項第2号イ及び第10条第3号を除き、以下「臨床研修」という。)を開始しなかったとき。
- (3) 臨床研修を修了しなかったとき。
- (4) 臨床研修病院において医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修(以下この号、次条第1項第2号イ及び第10条第3号において「臨床研修」という。)を修了した後(奨学生のうち大学院の医学課程に在学する者で既に臨床研修を修了しているものにあつては、大学院の医学課程を修了した後。以下この号、次条第1項第2号イ及び第10条第3号において同じ。)、直ちに局長の指定する県立病院等の医師の業務に従事しなかったとき(臨床研修病院において臨床研修を修了した後、局長の承認を得て市町村の開設する病院又は診療所の医師の業務に従事する場合における当該病院又は診療所(以下「市町村立病院等」という。)の医師の業務に従事した場合を除く。))。
- (5) 県立病院等を退職したとき(引き続いて市町村立病院等の医師の業務に従事するため退職した場合を除く。))。
- (6) 市町村立病院等を退職後、引き続いて県立病院等の医師の業務に従事しなかったとき。

2 奨学生は、正当な理由がなくて奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(昭44条例31・昭45条例39・平9年条例50・平14条例36・平20条例29・令3条例48・一部改正)

(返還等の免除)

第9条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務(履行期が到来していないものに限る。以下同じ。)を免除することができる。

(1) 臨床研修を受けた期間(この期間が2年を超えるときは、2年とする。)及び県立病院等又は市町村立病院等の医師の業務に従事した期間が通算して奨学資金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間(この期間が1年に満たないときは、1年とする。)に達したとき 貸付額及び利息相当額の全部

(2) 前号に該当する場合のほか、次のいずれかに該当するとき 貸付額及び利息相当額の一部

ア 通算して1年以上臨床研修を受けたとき。

イ 臨床研修病院において臨床研修を修了した後、通算して1年以上県立病院等又は市町村立病院等の医師の業務に従事したとき。

(3) 臨床研修を受けている期間中又は県立病院等若しくは市町村立病院等の医師の業務に従事する期間中に死亡し、又は臨床研修若しくは公務に起因する心身の故障のため退職したとき 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

(4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当するとき 貸付額及び利息相当額の一部

(5) 前各号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき 貸付額及び利息相当額の全部又は一部

2 第4条ただし書に規定する月額300,000円の範囲内で局長が定める額を超える額の奨学資金の貸付けを受けた者に係る前項第1号の規定の適用については、同号中「1年とする。）」とあるのは、「1年とする。）」に、第4条ただし書に規定する月額300,000円の範囲内で局長が定める額を超える額を当該局長が定める額で除して得た数を乗じて得た期間(1月未満の端数を生じたときは、これを1月とする。)を限度として局長が別に定める期間」とする。

3 局長が別に定める奨学生が、局長が特に指定する県立病院等のいずれかにおいて初めて1年以上継続して医師の業務に従事した場合及び局長が特に指定する診療科の業務に1年以上継続して従事した場合において、当該奨学生に係る第1項第1号の医師の業務に従事した期間については、局長が別に定める期間を加えて得た期間医師の業務に従事したものとみなして、同号の規定を適用する。

(昭43条例34・昭44条例31・昭51条例40・平20条例29・平26条例69・令3条例48・一部改正)

(返還等の猶予)

第10条 局長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することができる。ただし、第3号の場合にあっては、局長が特別の事情があると認めた場合を除き、通算して6年を限度とする。

- (1) 臨床研修を受けているとき。
- (2) 県立病院等又は市町村立病院等の医師の業務に従事しているとき。
- (3) 臨床研修病院において臨床研修を修了した後大学の研究室その他の医学に関する研究機関において研究するとき。
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき。

(昭44条例31・平14条例36・平20条例29・令3条例48・一部改正)

(補則)

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度分の奨学資金から適用する。
- 2 この条例の施行前にすでに医療局奨学資金として貸し付けられていた奨学資金は、この条例の相当規定に基づいて貸し付けられた医療局職員奨学資金とみなす。

附 則 (昭和42年条例第15号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年条例第31号)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 改正前の医療局職員奨学資金貸付条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により奨学資金の貸付けを受けた者で、この条例の施行の際現に県立病院等に在職し、かつ、改正前の条例第8条第1項の規定によりすでに奨学資金の一部を返還した者に対する改正後の医療局職員奨学資金貸付条例第9条第1号の規定の適用については、同号中「奨学資金の貸付けを受けた期間」とあるのは、「奨学資金の貸付けを受けた月数から、当該月数

にすでに返還した奨学資金の額を貸付けを受けた奨学資金の総額で除して得た数を乗じて得た数（1未満の端数は、切り上げる。）を減じて得た月数」とする。

附 則（昭和45年条例第39号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条及び第4条から第11条までの規定による改正後の条例の規定（他の条例の規定において準用する場合を含む。）に定める延滞利子、遅延利息及び延滞利息の全部又は一部でこの条例の施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年条例第39号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第40号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の医療局職員奨学資金貸付条例の規定により奨学資金の貸付けを受けていた大学の薬学部の学生及び技師養成施設の学生に係る奨学資金の返還については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年条例第15号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に医療局職員奨学資金貸付条例第2条各号の一に該当している者に対する医療局職員奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第29号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に医療局職員奨学資金貸付条例第2条各号の一に該当している者に対する医療局職員奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第50号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の医療局職員奨学資金貸付条例の規定により奨学資金の貸付けを受けた者に係る奨学資金の貸付け及び返還については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第36号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第29号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の医療局医師奨学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）第8条及び第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受ける者について適用し、施行日前にこの条例による改正前の医療局職員奨学資金貸付条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第10条ただし書の規定は、施行日以後に改正後の条例の規定により奨学資金の貸付けの決定を受ける者について適用する。

附 則（平成26年条例第69号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第48号）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の医療局医師奨学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、同日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。